

# 杉二キンボールクラブ 規約



## 第1章 総則

第1条（名称）本クラブは、杉<sup>すぎに</sup>二キンボールクラブと称する。

第2条（所在）本クラブは、本部を杉並区成田東5-36-23におく。

## 第2章 目的及び活動

第3条（目的）本クラブは、競技スポーツとしてのキンボールスポーツ活動およびクラブの運営を通じて選手や関連するステークホルダーを幸せにし、懇親を深め、クラブ員の精神的肉体的社会的成長を目的とする。

第4条（活動）本クラブは、競技としてのキンボールスポーツに関する練習を行い、試合に参加し、同スポーツの普及のため体験会の実施および選手同士の懇親を目的とするイベントを行う。

## 第3章 部員

第5条（構成）本クラブは、キンボールスポーツを競技する小学校1年生以上79歳までの熱意あるクラブ員および保護者サポーターにより構成される。

第6条（入部資格）本規約の条件を満たし、メール・ライン等で随時コミュニケーションが取れ、インターネット環境のある入部希望者は、代表の承認を経て原則として入部を認める。

第7条（入部手続き）本クラブへの入部を希望する者は、別に定める入部届を代表に提出する。

第8条（義務）クラブ員は、次に掲げる各項の義務を有する。

- (1) 別途定めるクラブ費を納入する。
- (2) 本クラブの規約を守る。
- (3) 本クラブの活動に関する出欠届を事前に行い、積極的に全力で活動に参加する。
- (4) 本クラブの活動において代表による指示があった場合、速やかに行動する。
- (5) あいさつ、片付け等の社会的行動規範を守る。

第9条（責任）クラブ員同士やクラブ員に起因するトラブルに関して、クラブは一切関知せず、いかなる責任も負わないものとする。クラブ員の事故、けが等に関して、クラブは応急処理以上の責任を負わないものとする。

第10条（退部）本クラブを自らの意思により退部しようとする者は、その旨を代表に伝えなければならない。

第11条（資格喪失）クラブ員が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、代表の決定により、そのクラブ員を除名することができる。

- （1） 第8条の義務を怠っている、第12条の禁止行為を行っていると認められた場合。
- （2） 常識より外れた行為を行い、本クラブの名誉を汚していると認められた場合。
- （3） その他、クラブ員として適当でないと認められた場合。

第12条（禁止行為）クラブ員は次の行為を行ってはならない。

- （1） ハラスメント、いじめや暴力行為。
- （2） クラブ員、保護者サポーターをはじめ関連するステークホルダーに対し侮蔑的な発言や行為。
- （3） 別途定めるクラブ員の行動ルールから逸脱したと認められる行為。

#### 第4章 役割

第13条（役割）本クラブは、原則として次に掲げる役割を置く。

代表	1名
会計監査	1名
人事担当	1名
施設予約担当	1名
監督	1名

その他代表が必要と認める役割 若干名

第14条（選出）役割は、本クラブの中から互選自薦や代表の指名等によって選出される。

第15条（職務）

代表	本クラブにおける企画を担当し、人事権を有しクラブ運営の最終的な責任を負う。
会計監査	クラブの運営に必要なクラブ費の管理状況を監督する。
人事担当	本クラブの入退会を管理する。

施設予約担当 本クラブにおける体育館予約およびクラブ内の周知を実行する。

監督 本クラブにおけるキンボールスポーツの技術指導を行う。

第16条（任期）役割の任期は、原則として1年とする。

第17条（辞任及び解任）役割が次の各号のいずれかに該当するときは、辞任またはその役割を代表の指示により解任することができる。

- （1）一身上の都合により、職務を遂行できないと認められる場合。
- （2）第8条、第12条の違反行為、その他役割としてふさわしくない行為があったと認められる場合。

## 第5章 総会

第18条 未定

## 第6章 会計

第19条（会計年度）本クラブの活動及び会計年度は、4月1日から3月31日までの1年とする。

第20条（会計報告） 未定

## 第7章 附則

第21条（設立）本クラブの創立は2008年1月27日、設立は2013年8月10日とする。

第22条（規約の改正）本規約は、代表が必要とする場合に随時改定できる。

第23条（規約の施行）本規約は、2014年4月1日より施行する。

2014年4月1日制定  
2017年4月1日改定  
2018年4月1日最終改定